

計画の位置づけ・目的等

- ◆ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく地域公共交通計画として策定
- ◆ 行政や交通事業者などの関係者が共通の認識を持ち、一体となって取り組む具体的な施策、役割分担や推進体制等を示す
- ◆ 計画区域：長野県全域、計画期間：令和6年度～令和10年度

地域公共交通を取り巻く状況

本県を取り巻く状況

- ・地域特性
- ・公共交通の整備状況
- ・県民の移動実態
- ・公共交通に係る情勢等

現状と課題

①維持・運行に関する課題

- ・担い手不足
- ・利用者の減少
- ・事業者の経営悪化
- ・免許返納者の増加等

②利便性向上に関する課題

- ・キャッシュレス決済導入の遅れ
- ・情報提供環境の整備・充実等

③脱炭素化に向けた課題

- ・自家用車への過度な依存
- ・公共交通機関の脱炭素化等

公共交通等リ・デザイン（再構築）方針（計画の基本方針等）

目指す将来像

自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会を実現する。特に通院・通学等の日常生活における移動や観光地への円滑な移動が確保されている状態を目指す。

基本的な方針

モーダルシフトの進展や少子高齢化・人口減少の急速な進行を背景として、地域公共交通を民間事業者の自助努力のみで維持していくことは困難な状況となっている。このため、官民連携のもと、行政の主体的な関与により、「社会的共通資本」である地域公共交通の維持・発展、利便性の向上を図る。

計画の目標

- ①日常生活における自家用車から公共交通への利用転換
- ②通院・通学・観光に必要な移動の保証
- ③公共交通におけるサービスの品質保証

保証すべき移動

公共交通等を利用して…

- ・**通院**…圏域の中核的な医療機関に通院できる
- ・**通学**…圏域内の高校に通学できる
- ・**観光**…鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできる

保証すべきサービスの品質（品質保証）

①ダイヤ・便数

- ・**通院**…午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
- ・**通学**…始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる
- ・**観光**…円滑な乗継ができるダイヤ設定＋十分な滞在時間が確保できる
- ②**決済環境**…全県の交通機関で交通系ICカードが整備されている
- ③**情報提供**…バス路線情報等を検索できる環境の整備＋最新情報の維持
- ④**拠点整備**…主要な交通結節点において、快適な待合が整備されている
- ⑤**定時性確保**…朝夕や降雪時等における渋滞対策等が講じられている

品質保証を実現させるための具体的な目標や方策を10広域圏ごとに作成し、行政や交通事業者等の関係者が一体となって品質保証の実現に向けて取り組む

施策の方向性

- 1 地域公共交通の担い手確保
- 2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築
- 3 利用しやすい地域公共交通の実現
- 4 移動における脱炭素化の推進

関係者間の役割分担の原則

関係者	役割
県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保（バス路線の運行費支援、地域鉄道路線に係る関係者の話し合いの場の設置、市町村のサポート等）
市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、観光地へのアクセス確保
事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上
県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する

地域公共交通ネットワークの構築

●【広域高速交通軸（三大都市間連携）】

【例：北陸新幹線、県外高速バス等】
交通事業者が主体となって維持・確保を図る。

●【主要幹線（隣接県連携、広域圏間連携）】

【例：鉄道、県内高速バス】
県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る。

●【幹線（圏域中心市町・周辺市町村間連携）】

【例：鉄道（別所線、上高地線）、バス（地域間幹線系統）】
県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。

●【準幹線（市町村間連携）】【例：路線バス】

沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。

●【支線（市町村内連携）】【例：路線バス、デマンド】

市町村が主体的に維持・確保を図る。
※観光地へのアクセスは観光事業者とも連携して確保を図る

施策・事業

1 地域公共交通の担い手の確保

- ・バス・タクシー運転手等の人材確保・育成の取組に対する支援等

2 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

- ・地域鉄道路線の維持、安全性向上等
- ・県内高速バス路線の確保・充実
- ・広域的・幹線的なバス路線の維持・確保等

3 利用しやすい地域公共交通の実現

- ・キャッシュレス決済環境の整備推進
- ・公共交通情報のオープンデータ化の推進等

4 移動における脱炭素化の推進

- ・モビリティマネジメントの推進等

指標・目標値

（例）

- 県内公共交通機関利用者数
R4：82,180千人 ⇒ R10：100,000千人
- 県民一人当たりの公共交通利用回数
R4：40.6回 ⇒ R10：50回
- 乗合バス事業者の運転手数 等
R5：1,313人 ⇒ R10：1,500人
- ◆目標設定の考え方：コロナ水準までの回復を目指す

地域編（10広域圏ごとに作成）

○地域特性、公共交通の現状・課題

○地域の交通ネットワーク（拠点と幹線等の設定）

○今後、さらに通院・通学・観光のアクセス確保、

品質保証の具体化に向けて検討

佐久 上田 諏訪 上伊那 1 南信州

木曽 松本 北ア 長野 北信

長野県公共交通活性化協議会の委員の見直しについて

- 県・市町村・交通事業者の役割分担を含めた今後の公共交通のあり方や具体的な取組について、意思決定ができる者により議論及び決定を行う必要
- そのため、これまで実務者レベルが中心であった協議会委員について、市町村長等の意思決定ができる者に見直しを行う
- 併せて、地域別部会においても同様に委員の見直しを行うとともに、実務者による個別具体的な検討を行う場として、新たに協議会に作業部会を、地域別部会に分科会を設置する

これまで

協議会

【協議会長】
長野県企画振興部交通政策局長

【主な構成員】
市町村…広域代表市町村担当課長
交通事業者…事業者ごとレベル感はまちまち
(代表取締役社長、担当部長、担当課長)



見直し後

協議会

※実務担当者レベルの作業部会を新設

【協議会長】
長野県知事

【主な構成員】
市町村・交通事業者
…**市町村首長や事業者代表者等意思決定ができる者**

地域別部会

【部会長】
地域振興局企画振興課長

【主な構成員】
市町村…管内市町村担当課長、担当者
交通事業者…事業者ごとレベル感はまちまち
(代表取締役社長、担当部長、担当課長)



地域別部会

※実務担当者レベルの分科会を新設

【部会長】
地域振興局長

【主な構成員】
市町村・交通事業者
…**市町村首長や事業者代表者等意思決定ができる者**
通院・通学・観光関係者（追加）
…**保証すべき移動に係る関係者**

長野県公共交通活性化協議会の組織（見直し後）

長野県公共交通活性化協議会

- 【構成】※構成団体の意思決定ができる者が委員**
- 国・県・市町村
 - 公共交通事業者
 - 交通事業関係者
 - 道路管理者
 - 観光関係者
 - 利用者代表
 - 学識経験者
 - その他必要と認める者

- 【協議事項】**
- 計画の策定及び変更に関する事。
 - 計画に位置付けられた取組事業の実施に関する事。
 - 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般に関する事。等

バス交通専門部会

【構成】※意思決定ができる者が委員
(実際には実務者レベルで議論)

- 国・県・市町村
- バス協会
- 長野県私鉄労働連合会
- 関係バス事業者

- 【協議事項】**
- 乗合バス路線の休止又は廃止に係る生活交通の確保に関する事。
 - 乗合バス路線の維持に関する事。
 - 乗合バスに係る国庫補助制度の活用に関する事。等

地域別部会（10広域ごと）

【構成】※意思決定ができる者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 利用者代表
- その他必要と認める者

- 【協議事項】**
- 計画に係る協議等全般
 - 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態
 - 生活交通路線に係る輸送サービスの水準
 - 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体 等

作業部会【新設】

【構成】※実務者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 交通事業関係者
- 道路管理者
- 観光関係者
- 利用者代表
- 学識経験者
- その他必要と認める者

- 【検討事項】※個別具体的な内容の検討**
- 計画の策定及び変更に関する事。
 - 計画に位置付けられた取組事業の実施に関する事。
 - 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般に関する事。等

地域別部会分科会（10広域ごと）【新設】

【構成】※実務者が委員

- 国・県・市町村
- 公共交通事業者
- 利用者代表
- その他必要と認める者

【検討事項】※個別具体的な内容の検討

- 計画に係る協議等全般
- 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態
- 生活交通路線に係る輸送サービスの水準
- 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体 等

長野県地域公共交通計画〇〇地域編の更新について

計画では、**通勤・通学・観光**の移動を保証するとともに、保証すべきサービス（①ダイヤ・便数、②決済環境、③情報提供、④拠点整備、⑤定時性確保）を掲げている

保証すべき移動

- 公共交通等を利用して…
- ・通院…圏域の中核的な医療機関に通院できる
 - ・通学…圏域内の高校に通学できる
 - ・観光…鉄道駅や宿泊施設から圏域内の主要な観光地へアクセスできる

保証すべきサービスの品質（品質保証）

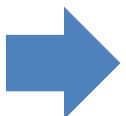
- ①**ダイヤ・便数**
 - ・通院…午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる
 - ・通学…始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる
 - ・観光…円滑な乗継ができるダイヤ設定＋十分な滞在時間が確保できる
- ②**決済環境**…全県の交通機関で交通系ICカードが整備されている
- ③**情報提供**…バス路線情報等を検索できる環境の整備＋最新情報の維持
- ④**拠点整備**…主要な交通結節点において、快適な待合が整備されている
- ⑤**定時性確保**…朝夕や降雪時等における渋滞対策等が講じられている

掲げた保証すべきサービスは、**最低限の品質**

→ 地域ごとに必要なサービスの水準を議論し、品質保証を実現させるための具体的な取組等を10広域圏ごとに地域編に取りまとめる必要

現状の地域編

- ・地域特性
- ・地域公共交通の概況
- ・地域公共交通の課題



今後の地域編

(現状の地域編に以下を追加)

- ・拠点と軸の再設定
- ・保証すべき品質
- ・品質を保証するための具体的な取組

主に議論が必要な事項（バス路線のあり方）

- 品質保証を具体化するためには、既存路線や既存交通モードにとらわれず、以下の観点に基づき、バス路線等の見直しを行う必要

【バス路線のあり方に係る観点】

◆通院・通学・観光における品質が保証されているか

※ダイヤ・便数の保証すべきサービスの品質

（県計画記載、今後地域別部会において地域における品質を議論）

通院：午前中に通院でき、午後の早い時間帯に帰宅できる

通学：始業前に通学できる、授業終了後・課外活動終了後に帰宅できる

観光：円滑な乗継ができるダイヤ設定+十分な滞在時間が確保できる

◆利用状況・実態を鑑みて適切な路線となっているか

- ・現行路線の起点、経由地、終点が妥当か
- ・運行ダイヤ、便数、運行形態や車両のサイズが適切か

◆路線同士が競合していないか

- ・複数の事業者が類似の路線を走行していないか
- ・幹線同士又は幹線と準幹線や支線の一部が重複していないか

主に議論が必要な事項（拠点の再設定）

- バス路線等の見直しを行うに当たって、まずは、具体的な**拠点**を設定しなければ、どのようなバス路線が必要か検討ができない
- 現在の地域編でも拠点を設定しているが、具体的な施設等ではなく、駅や市町村役場周辺など**抽象的な記載**に留まる

→ 今後は、**具体的な拠点**を以下の種別・位置づけに基づき**再設定**するとともに、通院・通学・観光に係る具体的な目的施設を設定していくための議論を実施予定

種別	位置づけ
① 広域拠点	三大都市圏と直接アクセス可能な 交通結節点 （新幹線駅や在来線特急停車駅など）
② 圏域拠点	圏域の中心市町の 交通結節点 （駅・複数路線が乗り入れるバス停など） ※地域別部会での議論により圏域内に複数設定することも可
③ 地域拠点	・各市町村中心部の 交通結節点 （駅や市町村役場など）※②圏域拠点以外

主に議論が必要な事項（拠点間の接続）

- 拠点の再設定ができれば、具体的に、拠点間をどう接続するか検討が可能に
- 接続の検討を行う際には、まず、地域で必要な通院・通学・観光に係る保証すべきサービスの品質を議論
 (例) ○○地域では、○時までの中核的な医療機関へ通院できるようにする
- 地域で決定した品質が保証できるよう、以下の役割分担を基本に拠点間の接続の議論を実施していく予定

	路線の位置づけ	関与の主体	検討の場
圏域拠点 ↓ 地域拠点	C : 幹線	県	地域別部会
地域拠点 ↓ 地域拠点・集落等 (市町村を跨ぐ)	D : 準幹線	市町村	地域別部会 ・ 市町村公共交通会議
地域拠点 ↓ 地域拠点・集落等 (市町村内)	E : 支線	市町村	市町村公共交通会議

※県では、C : 幹線
に対する新たな
支援制度を検討中

A: 広域高速交通軸
B: 主要幹線

地域編更新に係る今後のスケジュールについて

➤ バス路線のあり方の抜本的な見直しや行政の支援のあり方を検討したうえで、公共交通におけるサービスの品質保証を行うため、地域編の具体化を以下のスケジュールにより実施

	R6年度				R7年度			
	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)
地域公共交通計画 本体の策定 【全体会議】	★ 6月12日 全体会議 (第7回)	計画に基づく取組の実施		★ 3月下旬 全体会議 (第8回)	★ 6月中 全体会議 (第9回)			★ 3月中 全体会議 (第10回)
	計画決定	内容の更新検討		計画改定① (予定)	内容の更新検討			計画改定② (予定)
地域編の策定 【地域別部会】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">木曾地域編の更新を想定</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地域別部会ごとに整理できた内容を反映</div>			
<p>通院・通学・観光の移動の保証やダイヤ・便数等の品質保証の具体化に向けた議論を地域別部会で実施</p>								
<p>地域における議論が終了した地域は、順次品質保証等の具体化に向けた調整や取組を実施</p>								

※既存会議体で議論している木曾地域及び南信州地域については、個別に進め方を調整